

第8日

令和6年2月29日（木）

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、15番大庭きみ子議員の質問を許可します。15番大庭きみ子議員。

（15番大庭きみ子君登壇）

○15番（大庭きみ子君） 皆様、こんにちは。15番大庭きみ子でございます。お忙しい中に傍聴においでいただきまして、ありがとうございます。また、インターネットで傍聴していただいております皆様方、ありがとうございます。

この季節は、出会いと別れの月とも言われますが、3月で退職されます職員の皆様方は、長い間大変お疲れさまでした。災害対応、そしてコロナ禍の中、大変な激動の中に、朝倉市の発展のために御尽力いただき、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。これからも健康に留意されまして、さらなる市政発展のためにお力添えをいただきますようによろしくお願いいたします。

また、元旦に起きました能登半島での震度7の地震により、甚大な被害が出ております。尊い犠牲になられました方々に、心から御冥福をお祈りいたします。まだ避難生活を余儀なくされておられます多くの皆様方に、心からお見舞いを申し上げます。6年前の九州北部豪雨災害を経験しています私たちにとっては、大変心を痛めているところでございます。一日も早い復旧・復興を祈っております。

ところで、先日、安全であるはずの小学校で児童が給食のウズラの卵を喉に詰まらせて死亡するという痛ましい事故が起きています。まさに予期しない出来事で、学校現場では大きな衝撃が走ったのではないかと思います。文科省は早速、今年度中に毎年度事故の発生状況や調査結果や原因をまとめて国に報告するよう指示し、国はその情報を基に教訓を整理し、再発防止に役立てるとしています。

ヒヤリ・ハットの法則というのがありますが、思いがけずヒヤリとしたり、事故寸前のミスにハッとしたりすることが名前の由来で、重大な災害や事故に直結する一歩手前の出来事のことを指します。経験則の研究から、1件の重大事故の背景には29の軽微な事故があり、さらにその背後には300件の異常が存在すると言われており、この300件の異常がヒヤリ・ハットです。ヒヤリ・ハットは、大きな事故や災害に至る前に気づき、その要因と対応策を確認、共有する大切な機会であります。組織を守るリスクマネジメントの観点からも重要視されています。ヒヤリ・ハットしたことが積み重なり、その数が多くなれば重大事故につながるリスクが高くなることを示唆しています。

子どもや児童を預かる現場では、このヒヤリ・ハットした気づきを記録して、見過ごさず、対応策や改善策を考えることがとても重要であると思います。これは事故だけではなく、子どもたちが学校に来られなくなることも同じではないかと思います。小さなSOS

を発していると思います。その小さなSOSが積み重なり、とうとう学校に来られなくなる。その前の小さな問題やSOSを見逃さずに解決、改善していくことが大事ではないかと考えます。

今回は、市長の施政方針である「生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり」について、特に不登校問題について、ほか3項目について質問してまいります。執行部におかれましては、明快な回答をよろしくお願いいたします。

(15番大庭きみ子君降壇)

○議長（小島清人君） 15番大庭きみ子議員。

○15番（大庭きみ子君） それでは、通告に従いまして、まず市長施政方針について質問してまいります。

施政方針の中の、5つの基本戦略のうち、「生きる力を育み、生涯成長できるまちづくり」について質問してまいります。

子ども一人一人が生きる力を育み、生涯成長できるまちづくりは、とても大事なことだと思います。施政方針の中には、児童・生徒が確かな学力、豊かな人間性及び健康・体力をバランスよく身につけながら、学校で楽しく充実して学べる環境づくりとして、デジタル教科書の導入などが書かれています。しかし、学校に行けない子どもたちには、どのような対策が取られているのでしょうか。誰一人も取り残さない教育施策が必要ではないかと考えます。

それでは、まず朝倉市の不登校児の現状についてお尋ねいたします。できれば3年間の推移もお願いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） それでは、お答えをいたします。

まず、不登校の定義について再度御説明をさせていただきます。不登校は、年度始めの4月からの欠席日数の合計が年間30日以上で該当になるものと規定されております。朝倉市の令和4年度の不登校児童生徒数は、小学校・中学校の合計で148人です。さらに、過去3年間を見ますと、小学校・中学校合計になりますけれども、令和元年度が80人、令和2年度が82人、令和3年度が101人でありまして、小学校・中学校ともに増加傾向というふうになっております。

なお、ここで改めて申し上げておきたいことが、年間30日以上欠席すれば不登校にカウントされ、その後の状況に関わらず、年度末まで消えないといった状況になります。例えば、週1回しか学校を休んでいないケースや、1学期には休みがちでしたけども、2学期以降は休まず登校している、そういったケースの場合でも、欠席が30日以上になれば不登校の児童生徒というふうにカウントされます。不登校の児童生徒数は、令和4年度148人ですが、全く学校に来ることができない児童生徒が148人ではないということを御理解いただければと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 結構、少ない数ではないかと、いつも衝撃を受けております。これを全国平均と比較した状況についてお尋ねいたします。また、小中学校別に分かれば教えてください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） それでは、令和4年度の状況で不登校の発生率ということで見えていきます。

小学校では、全国が1.70%、福岡県では2.09%、朝倉市は1.15%。次、中学校です。全国が5.98%、福岡県が6.89%、朝倉市は9.30%になります。小学校は全国及び福岡県よりも発生率が低いものの、中学校は全国及び福岡県よりも高い状況となっております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 小中学校合計ですが、小学校、中学校それぞれの人数が分かればお示してください。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほど、令和4年度が148名というふうに申し上げましたけれども、小学校が30人、中学校が118人となっております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今、実際の不登校の現状についてお聞きいたしましたが、これは氷山の一角であったり、また改善されて学校に子どもたちが通っていたりと、様々な状況がありますので、この数字だけでは見て取れないところがあるかと思えます。やはり中学校で9.3%というのは高いなと思っております。次世代を担っていく子どもたちが、これだけの子どもたちが学校に行けない、行きづらさを感じているということは、子どもたちや保護者にとっても大変心配なことでしょうし、不安を持ってあると思えます。朝倉市の将来にとってもゆゆしきことだと思えます。

今、文科省のほうが学びの保障に向けたCOCOLOプランというのを出しております。これは全国的にも今、不登校の児童生徒が増えておりまして、令和5年3月に、誰一人取り残されない、学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）というのを出しております。この中に文部科学大臣のメッセージも入っております。このメッセージを読んでとても感激いたしましたので、ちょっとここで皆様方にも御披露したいと思います。本当に最初は大変な課題があるんですが、

小・中・高等学校の不登校の児童生徒が急増し、約30万人となりました。その背景には、長引く新型コロナウイルスの影響などが指摘されますが、より根底には、子供たち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための、学校や学びの在り方が問われているのだと考えます。

これ大臣が書いたのは、90日以上の不登校と書いてあるんですが、

学校内外の専門機関等で相談・指導を受けていない小・中学生が4.6万人以上に上ります。また、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指します。そして、子供たちに「大丈夫」と思ってもらえるよう、徹底的に寄り添っていきます。このため、教育行政の責任者として、私は、1——不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える、2——心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する、3——学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にするにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していきます。この考えの下、この度、このCOCOLOプランをとりまとめました。今回のプランを実現するためには、行政だけでなく、学校、地域社会、各御家庭、NPO、フリースクール関係者等が、相互に理解や連携をしながら、子どもたちのためにそれぞれの持ち場で取組を進めることが必要です。文部科学省では、支援が必要な子供たちが学びにつながるようにすることと、全ての学校を誰もが安心して学べる場に変えることを、今すぐできる取組から速やかに実行していきます。必要な支援は子供たち一人一人の状況によって異なるため、こども家庭庁や地方公共団体、学校とも連携して、一人一人に応じた多様な支援を行っていきます。不登校となっても学びを継続し社会で活躍できるよう、私自身が先頭に立ち、子供の学びに携わる全ての関係者とともに、取り組んでまいります。

これは、令和5年3月、文部科学大臣、永岡桂子大臣であります——というメッセージがついておりまして、その中にプランが書かれております。これは、たしか12月にも徳永議員が一般質問されておりましたが、その後、朝倉市ではこの不登校の現状を踏まえ、この不登校対策（COCOLOプラン）に示された取組は行っているのでしょうか。また、どのようなことに力を入れていこうと考えてあるのか、まずお考えをお伺いします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） お答えをいたします。

朝倉市では、COCOLOプランの発表以前から、同様の項目に取り組んできたという経過がございます。COCOLOプランにおいて示されている「校内教育支援センターの設置を促進」につきましては、本市においても、学校に登校しているが、教室へ行きづらい子のために適応指導教室に準じて、空き教室や空きスペースを活用した居場所づくりを各学校で対応しているところです。また、「「チーム学校」による早期支援を推進」や「一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援」といった項目に対しましては、教育課の指導主事を中心に、教育課配置のスクールソーシャルワーカー1名、不登校復帰支援員として小学校2校と中学校1校に配置しております計3名、適応指導教室指導員の3名で学校支援チームというのを組織しております。この学校支援チームは、チーム支援会議を月2回開催しておりまして、不登校児童生徒の状況を把握し、学習機会の確保や社会的自立

に向けた支援を行っています。

また、スクールソーシャルワーカーや不登校復帰支援員は、個別の活動として各関係機関との連携を図りながら、ケース会議の開催や保護者面談、家庭訪問等を実施し、不登校や不登校傾向にある児童生徒及び保護者の支援に努めております。

さらに、令和3年度から、スクールソーシャルワーカーを常勤の会計年度任用職員として1名採用してきておりましたが、来年度、令和6年度からは常勤2名体制に拡充をし、児童生徒及び保護者の支援に力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 学校のほうでもスクールソーシャルワーカーを2人体制にしているということなので令和6年度から、それは大変ありがたいことだと思っております。

また、「チーム学校」ということで、チーム会議を月2回開催されているということでもあります。このCOCOLOプランの中に、まず学校風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にしますということも書かれております。学校が心理的に安全な場所になっていかなければ、なかなか子どもたちが行きづらいということを感じているのではないかと思います。このあたりについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 学校が楽しく、安全な場所と思えるような取組ということでございますけども、まず子どもたち一人一人が自尊感情といいますか、自己肯定感、そういったものを育てていく、そういう形で学校に行くといった取組をまずお話をさせていただいているということで回答させていただきたいと思っております。

まず、自己肯定感を育む取組としまして、各小中学校で児童生徒の発達段階や学校の状況に応じ、一人一人のよさや持ち味を生かし、それぞれが活躍できる機会や出番がある授業づくりというものを心がけています。

一人一人のよさを生かす取組として、ある小学校では、学年、学級に関係なく親切にしてもらったことに対するありがたい気持ちをショートメッセージで表し、全児童が見ることができるよう、昇降口等に掲示をしております。このことにより、友達に認めてもらえた嬉しさから、自尊感情が醸成されたり、友達の役に立つことができたという達成感を味わうことができたりしております。

同様の取組として、ある中学校では、学級活動の時間を使って「友達のよさ見つけ」というお互いを認め合う活動を行っております。

さらに、学校に安心して来ることができるように、さきに述べましたけども、空き教室や空きスペースを活用した居場所づくりを各学校の状況に応じて進めているところです。

今後も教育委員会として、自己肯定感を育むことができる取組を児童生徒の実態に応じ

て創意工夫しながら継続的に行っていきたいと、そのことで学校を安心して学べる場所にしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） ぜひとも、子どもたちが自己肯定感を持てる、そして自尊感情が育つ、やっぱりそのような環境がとても大事ではないかと思えます。自ら主体的に学校に行けることが大事だと思っておりますし、そのような主体的に学校に行けるような指導なり、学校の風土改革をぜひともお願いをしたいと思っております。

空き教室を利用して、校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム）なども開設しているということでございますので、ぜひ個人個人に応じた指導をお願いしたいと思っております。

私もいろいろ勉強させていただきまして、福岡にあります不登校支援の自立支援に取り組んでいる立花高校の校長先生のお話を聞いてまいりました。この校長先生のお話では、例えば不登校のことを、被災地と避難所の関係に例えてお話をされていました。子どもたちにとって学校が危険な災害現場となっていれば、自宅に避難しているのは、かえって子どもにとっては安心なのではないかと。だから、学校がまず安心な場所でなければ、子どもたちを無理に学校に連れ戻すのがベストとは限らないというようなお話をされてありまして、本当に瓦礫であったり、そういう被災地の状況とダブってしまうのですが、学校がそのようになってしまっている子どもたちにとって、それは一人一人受け取り方が違うので、子どもたちにとって、学校が楽しいという子どもたちも大勢おりますし、子どもによっては学校が危険な場所だと、そういうふうに心が傷つけられている子もいるということで、その子たちは命も危ぶまれているというような話もされていました。だから、私たちは、本当に子どもたちが居心地のよい学校に行って、一人一人認められることがとても大事ではないかなと思っております。

まず、この学校をコンフォートゾーンにしてほしいというような話をされてあったのですが、まず同じであることを学ぶ場所から、違いを知る場所、一人一人が尊重される、子ども一人一人が違っていいんだよ、子どもたち一人一人の意見を大事にするような、そういう学校の現場であってほしいということで、学校に行きたい生徒が学校に行けないのはとても問題なので、やっぱりその子たちが学校に戻れるように、そういう子どもたち一人一人を尊重する場づくり、学校の教育現場というのはとても大事なことだなと思っております。でも、その反面、学校に行くことが、心が傷つけられて、自尊心が傷つけられて学校に行けない、そういう子どもにとっては、逆に学校でない居場所づくりをしてあげなければいけないという話も——居場所があったほうがよいというお話もされておりました。私たちは学校に戻すのがベストだと思っておりましたし、学校に行くのが子どもたちの全て幸せだと思っていたのですが、学校に行くこと自体が子どもがとても生きづらい、生きることがつらいという、自尊感情が傷つけられるような、そういう環境になっているとい

うことが私は問題だとは思いますが。しかし、それでも学校に行けない子どもがいるという現状を見たときに、やはりその子どもたちが安心しておれる居場所をつくってあげないといけないのではないかとということもお話をされておりました、今いろいろ全国的にその取組も進んでおります。本当に学校教育現場の考え方としては、学校に来てくださるのが一番基本だと思うんです。だから、なるべく学校に来ていただきたい、学校に行きたくても行けない子どもたちを何とか学校に来られるように支援していただきたいし、子どもの立場に立って、一人一人を尊重しながら支援していただきたいなと思っています。これは現場の先生方をお願いしたり、教育委員会のほうをお願いすることになるんですが、やっぱりそういう居場所づくりというのをまず学校でつくっていただく、サポートをしていただくということで、さらなる努力をお願いしたいと思います。

でも、どうしても来られない子どもたちの居場所づくりというのもやっぱり必要だということで、今、朝倉市には不登校児童生徒の居場所づくりとしてどのような団体が活動しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） まず、議員の御質問にお答えする前に、先ほど議員が述べられました学校が被災地であるとか、危険な場所であるといった表現に対しまして、まず学校のほうでは、学校が居心地のよい場所となるよう、小中学校の先生方は悩みながらも日々組織的に取り組んでいる現状があること、教育委員会としても空き教室等を活用した居場所づくりへの助言であったり、不安を少しでも解消できるように、一人一人に応じた面談内容や学習内容に関する指導を行ったりして、懸命に取り組んでいるといったことを御理解いただきたいと思います。その上で、先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

本市では、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するために、教育支援センターに適応指導教室——これは通称ステップと呼んでおりますけれども、これを開設して、児童生徒を受け入れております。また、市内には、学校に行きづらい子の居場所づくり及び自立支援に取り組む特定非営利活動法人フリースペースよつばというのが活動をしております。この2つの施設に通う児童生徒につきましては、本来の在籍校への出席取扱いとし、学習理解度につきましても、適応指導教室やフリースペースよつばに聞き取り確認をして連携を図っているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 本当に現場の御苦勞は大変なことだと思っております。本当に子どもたち一人一人を受け入れて努力されていることはよく理解をいたしておりますので、さらなる——この子どもたちが、学校に行きたい子どもたちが行けるようになることがまず一つだと思います。どうしても学校に行けない子どもたちの居場所ということも必要になると思いますので、今の居場所のことについて質問いたしました。

ステップ、よつばということで、朝倉市のほうには居場所があるということですが、こ

ここにはどれくらいの児童が通っているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 本年、令和6年の1月末の現在でお答えをいたします。

朝倉市の適応指導教室には、正式入級が14名、体験入級で2名の合計16名が通っております。また、フリースペースよつばには28名が在籍をしております、そのうち市内の児童生徒が22名通っているというふうに聞いております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今、朝倉市ではざっと148名の児童が不登校になっているということなのですが、この子どもたちが全てステップやよつばのほうに行っているわけではありませんし、その子どもたちが何もアクセスがされていないということで、そういう子どもたちの居場所づくりをもう少し広げていただけないかなと思っているんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほどのCOCOLOプランにもありましたように、誰一人取り残さないといった表現がございますので、市のほうもそういった思いで今後も活動していきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今、よつばとステップがございますが、やはりよつばのほうもほとんどボランティアで先生方が関わって支援をしてあるんですが、こういう居場所づくりに対しての支援というのは、どのように今なっていますでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） よつばに対する支援ということでよろしいでしょうか。現在、フリースペースよつばに対しましては、運営を軌道に乗せるまでの自立支援ということで、令和4年度から来年度、令和6年度までの3年間について運営の補助金を交付しているところがございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今、3年間の支援とおっしゃったですか。その後はどのように考えられているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 現在、教育委員会のほうでは、フリースクールの開設に対する支援や保護者会等への支援の制度というのがまだ制度としては定めておりません。そういったこともありまして、先ほど申し上げましたよつばに対しても、現在のところまだ3年間の補助金の交付ということまでといった状況でございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今、そこで子どもたちが学び、そして高校に進学している子ども

もたちもおりますし、学びの場として保障されている現状もございます。ぜひとも、こういうフリースペースよつばは継続して運営できるべきではないかと思いますが、ぜひとも今後も支援をお願いしたいと思っています。

また、ほかにもこういうフリースペースを取り組みたいという団体があった場合は、市の考え方としてはどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 現在、市のほうの適応指導教室及びフリースペースよつば以外で、こういった居場所づくりに取り組んでいる団体というのを、市のほうではまだ把握をしております。ただ、近隣、市外のほうのフリースクールに通いたいという保護者の申出等がございましたので、今年度、教育委員会や学校でフリースクールのほうを訪問いたしましたして、教育活動やその内容等について聞き取りをした結果、出席扱いを認めたといった団体もございますので、市外の部分等も居場所づくりの一環の中で認めていくといった活動もやっておるといった状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 市内には色々なフリースペースがございまして、個性的なフリースペースもたくさんございます。子どもたちの学びに合った、子どもたちが居心地のいいフリースペースに行けるように、それは受皿があったほうがいいと思いますし、そういう子どもたちに対しても同じような支援をしていただきたいと思っています。一応、小学校、中学校は義務教育段階ですので、学校にだけ支援が限定されるのは果たして適当なのかというような御意見もいただいておりますし、やっぱり学校に行けない子どもたちの学びを保障するという場で、同じように月謝もかかりましょうし、その運営にもお金がかかっていきますので、市として支援ができないものだろうかということも言われておりますので、ぜひそのあたりも今後検討していただきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） これから居場所づくりに取り組もうといった団体に関しましては、まずは自らで立ち上げていただきたいというふうに思いますが、支援の要望等があるようでございましたら、どのような支援ができるのかといったことについては、調査、研究をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） まだまだ課題がたくさんございまして、親の会も必要だと、親を支える取組も必要ではないかなと思っていますし、そういう相談できる窓口とかも本当にもっと必要ではないかなと思っています。

学校に行けない子どもたちの中には、いろいろな家庭状況があったりしてございまして、その中に、学校に行きづらい中に日本語が話せない子どももいるそうです。それで、これ

はさっきの熊本議員も話してあったんですが、特に2019年4月の入管法改正で、農業とか建設関係、製造業など、外国人雇用が解禁となり、朝倉市でも重要な担い手になっていきます。朝倉市は、2020年の統計では、福岡県内でも外国人の人口が13位と高く、令和6年1月現在でも1,060人という外国の方が居住されております。これは今後も増加が予想されていますし、住みやすい環境で朝倉市で家庭を築き、子どもが生まれ、家庭内では母国語を使うことから日本語を話せない子どもがいるとのことです。朝倉市において、日本語指導が必要な児童生徒はどれくらいおられるのでしょうか。現状をお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 朝倉市において、日本語指導が必要な児童生徒数でございます。現在、小学校で11名、中学校で3名の計14名が在籍をしております。国籍別で言いますと、スリランカ、パキスタン、ネパール、フィリピンとなっております、フィリピン国籍の児童生徒が8名で、一番多いといった状況でございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 日本語指導が必要な児童生徒が14人いらっしゃるということで、日本語が分からず困っている状況にあると思いますが、どのような教育体制を取り、学習指導を行っているのかお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律によりまして、日本語指導教員の配置は児童生徒18名に対し1名となっております。朝倉市は、日本語指導が必要な児童生徒が14名ですので、先ほどの法律の規定により、市に配置される県費負担教職員の日本語指導教員は1名となっております。現在は、1名の日本語指導教員が小学校5校、中学校1校を回り、学習指導を行う状況でございます。児童生徒の状況によっては違いますが、1人に対し週に1時間から5時間程度の日本語指導を行っております。

具体的には、日本語の語彙を増やすことを目的としまして、別室で個別指導する方法と各教科の内容を捉えることを目的としまして、学級内で横につきながら指導する方法がございます。その子の状況に応じてどちらの指導法にするかを選択しております。

日常的に日本語指導教員と学級担任等が連携をいたしまして、文部科学省が示すプログラムを個に応じて編成、実施することで、語彙が増えたり、読み書きができたり、コミュニケーションが活発になったりといった成長している姿を見ることができると。以上でございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 今、1名の日本語指導教員が小学校5校、中学校1校、1人で回っているというお話ですが、週に一、二時間程度しか子どもに指導できないということで、これは大変な状況ではないかなと思いますが、もう少し先生を増やすとか、現状を改

善することはできないのでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 現状を変えることができないのかということに対しましてですけれども、学級担任や日本語指導教員が大変な状況であるということは理解をしております。一番困っているのが日本語指導を必要とする児童生徒であるということも十分承知をしているところです。ただ、法律の規定により、今の児童生徒数では、日本語指導教員は増員配置されない状況となっております。日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校及び担任の先生との協力をしていながら、一人一人の状況に応じた学習指導を行うことができるよう、教育委員会としても支援をしていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） とてもこれ厳しい状況です、1人でこれだけの子どもたちの指導に当たっているというのは、先生方にお聞きしたときには、やはり全く日本語が話せなくて、ジェスチャーとか手ぶり身ぶりで子どもたちに伝えて学習に参加させるけど、やっぱり授業にはついていけない、日本語が理解できていないということで、これは本当に子どもたちにとっても大変な不幸だと思いますし、やっぱり教えている先生方にとってもかなり負担がかかっていると思います。本来ならば、各学校に1人ずつ配置していただくのが適当ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほども答弁しましたように、県費での配置の職員というのは、現状では難しいといった状況でございます。また、市費、市の予算でといったことが考えられないかということがありますけれども、今のところ市費による日本語指導教員を配置する計画というのがございません。近隣の市町村の動向等々も注視しながら、対応について研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） もともと18名に1名の配置というのが無理なことだと思います。これはかなり昔につくられた制度ではないかなと思いますが、今の現状を見たときにとっても対応できていない、現場では状況がございます。先生方が本当に苦勞されているんです、中学生は進学も控えておりますし、学力もつけていかなければならないということで、やはりこれは担任任せでは難しいのではないかと考えております。

特に中学生は放課後の支援が必要だ、進学に向けての支援とか、また新しく小学校に入ってくる子どもたちには4か月ぐらい事前に日本語の勉強、学習が必要ではないかと言われています。全く会話ができない中で学習についていくというのは無理なことなので、そのあたりもカバーをしていかないと、このままずっと子どもたちは学力が身につかないまま、大変苦勞しながら生活をしていかなければならないし、先生方も大変な労力を使っているとあります。

やっぱりこれ、県のほうにまずは要望していただきたいと思いますが、市でも、特に朝倉市は多いんですよ、福岡県の中では今すごく外国人が増えてきて、先ほども言いましたけど、13位ぐらいに外国人の人口が増えております。それは入管法が改正になったのもありますけど、第1次産業なり商業、またいろんな——建設業など、担い手不足の中で、やはり外国の方の力を必要としている部分があるのではないかなと、日本のこれからの産業や商業を支えていただく人材となっていく方々ではないかなと思っています。そういう方々がいてくださらないと、これからますます後継者不足になっていきますし、そういう中でこういう外国人の問題とか、子どもたちの教育の問題というのがどうしてもできてまいります。やはり誰一人取り残さない、本当に子どもたちは社会の宝だと思っておりますので、この朝倉市の将来を見たときに、やはりそういう受け入れをきちんとしてあげる。まだまだこれから外国人も増えてくる可能性もありますし、朝倉市が好きだと言って、ここで住まいを構えている方々もあります。住みやすいと言っているのです、そのあたりも考えながら……。やっぱりこれは問題じゃないか、すごい、無理です、14人を1人で指導するというのは。それも小学生、中学生、全く教育内容も違いますし、発達段階も違いますし、これは早急に何としてでも何か対応を考えていただきたいと思っております。

ほかの市では大学生ボランティアを募集したりとか、そういうこともやってあるんですが、そのあたり何とか努力はできないものでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 先ほどの繰り返しにはなりますけども、近隣の市町村等の動向も見極めながら、対応について研究をしていきたいというふうに考えております。非常に申し訳ありません。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 研究も大事でしょうけど、今いる子どもたちが置き去りにされていく、本当に学力が身につかなくて、その子たちの将来を考えたときに、やはり朝倉市にとってもマイナスになるのではないかなと思っておりますので、そのあたりはぜひ検討、前向きに何とか考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。予算がと言われるので、この予算がないんだろうとは思いますが、今後、こういう子どもたちも不登校になったりしておりますし、貧困家庭につながったりしていくのではないかと大変懸念しているところでございます。

今までのところで、教育長のほうにお尋ねしたいと思っておりますが、やっぱりこの学校、子どもたちを取り巻く環境の中で、こういう不登校の子が増えているという現状に対して、教育長としてはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育長。

○教育長（早野展生君） 昨年度、令和4年度、全国での小中高校生、約30万人のお子さんたちが不登校になっていると、急増をしております。この2年間ぐらいで全国的に不登

校の数も急増しているということでございます。朝倉市におきましても、このコロナ禍以降、不登校児童生徒が急増をしてきております。大変危機感を持って対応をしておるところでございます。この現状は、議員おっしゃいましたCOCOLOプランの文科大臣からのメッセージにあるように、子どもたち一人一人の人格の完成や社会的自立を目指すための学校、それとか学びの在り方がまさに問われていると思います。このため、まず必要なことは、やはり学校はやっぱり楽しいんだと思っていただけるような授業であったり、行事であったり、部活動であったり、友達関係であったり、そういったものを再度学校で推進できるように研究をさらに続けていきたいというふうに考えております。また、学校生活で不安を抱えた子どもを見逃さず、複数の教師で対応してカウンセリング、これも引き続き行ってまいりますし、学校外で学びたいと思ったときに学べる環境をつくる、これは先ほどから議員が申されていた部分だと思いますけども、これも大変重要だと、今後重要と考えており、現在様々な取組をやっているところでございます。

今後とも、この不登校の対策に関しましては、様々な方策をこれは講じていかなければならないというふうに思っております。1つ2つでは解決ができるような問題ではありません。長年、この不登校というのはなかなか改善が厳しい状況で全国的にまいております。本市におきましても、先立ってやっている内容もたくさんございます。でも、それが効果がある分となかなか出ない分というのがございます。それについてもう一度精査をいたしまして、さらに新しい取組等々を考案させていただきながら、まずは不登校の児童生徒の数を減らすということを行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） ありがとうございます。やっぱり子どもたちが学校に喜んで行く、学校は楽しいというのが一番私は最善だと思っております。これだけの子どもたちが行けていないということは、やはり学校も変わらなければいけないのではないかと思いますし、今は社会情勢が変わってきて大変複雑に絡んでおりますので、一概に解決する方法もないのかもしれませんが、やっぱり子どもたちの心に寄り添っていただく、一人一人を尊重して大事にさせていただきたい、子どもたちが本当に自分がここに生きていてもいいんだという肯定感が持てる、そういう一人一人が自尊感情が持てるような教育をぜひとも今後とも進めていただきたいと思いますと思っております。本当にこの問題は根が深くて簡単に言葉では言い表せないのですが、ぜひとも今後の努力、精進をお願いいたします。

次に移りますが、教職員の働き方改革について、同じく市長施政方針の中に「教職員の事務軽減を図るため、統合型校務支援システムを導入し、働き方改革を推進してまいります」とありますが、この統合型校務支援システムとはどのようなものなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 統合型校務支援システムについてお答えをいたします。

このシステムは、国の定める学校のICT化に向けた環境整備計画において、将来100%の整備を推進しているものでございます。

その内容としましては、成績処理や出欠管理等の教務事務、健康診断等の保健事務、指導要録等の学籍事務、教職員の出退勤管理等の庶務事務など、多数の校務を一つに統合するシステムでございます。また、学校間や教育委員会との情報共有が可能となるシステムというふうになっております。児童生徒の情報を統合型校務支援システムに入力し電子化することにより、これらの情報を参照、共有できるようになることで、担任だけでなく、関係する全ての教職員が児童生徒の特徴などを理解することができ、学校全体でよりきめ細かな学習指導や生活指導を行うことができるようになるというふうに思われております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） ありがとうございます。かなり新しい改革ができそうで、具体的にこの統合型校務支援システムを導入することでどのような働き方改革につながるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 統合型校務支援システムというのは、入力した情報が蓄積され、先ほど申し上げました教務事務、保健事務、学籍事務といった様々な業務で共有することができる一元化されたシステムとなります。一例を申し上げますけども、例えば入学時に在籍に関する情報を一度入力をしますと、通知表の作成や指導要録を作成する際に、それぞれのタイミングで必要となる情報を付加すれば、各種書類を効率的に作成することができるようになります。このように、児童生徒の進級とともに学年横断的に蓄積されていくデータを活用することで、これまで多くの時間を費やしていた入力作業や分析作業が容易となり、業務の短縮や削減、効率化が図られ、時間外勤務の削減効果があり、教職員の働き方改革に寄与するものと期待をしているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 随分新しいシステムということで、これからの活躍に期待をしたいと思っております。

教職員の働き方改革を進めていくためには、また学校現場での取組状況について、会議や行事などの見直しは行われているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） まず、会議につきましてお答えをいたします。

先生方の連絡事項を伝えたり、確認したりするだけの会議については、文書配付に変えたり、職員朝礼で連絡したりするなどして削減を進めております。また、各学年や部会の代表者などで話し合った内容を代表者がそれぞれの部会員に話すことで、全体の会議を減らしている学校もございます。また、県などが実施しております会議や研修についても、

コロナ禍以降は一部がオンラインによる実施に切り替えられており、出張回数を減らすことでの負担の軽減につながっております。しかし、不登校や不登校兆候の児童生徒への対応は、複数の教師がチームとして対応しているため、学校によっては個々の子どもへの対応を協議するための会議が増えているといった状況も見受けられます。

次に、行事につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度から令和4年度にかけては様々な学校行事が縮小や中止となっていました。しかし、今年度は様々な学校行事が再開されてきております。教育委員会としましては、働き方改革の観点からも、学校行事をそのままコロナ禍前の状態に戻すのではなく、目的や子どもにとっての意義を再検討しながら見直していくよう指導をしており、学校でも様々な工夫が行われているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 取組をしていただきありがとうございます。少しでも教職員の事務処理が簡単にできるようになりますようによろしく願いいたします。

あと、教職員配置は今充足しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 教職員の人員配置についてですけれども、公立の小中学校の教員の定数につきましては、国の義務標準法に基づく標準定数を基に都道府県が学級編制の基準を設定し、定数を定めるものです。朝倉市におきましても、それに基づいて教職員定数が決定されており、正規教員数が満たない部分は臨時的任用教員を配置しております。令和5年度につきましては、年度当初は不足なく教職員を配置していましたが、年度途中の産休や退職によりまして、代替未配置が2月の15日時点で4名となっております。この未補充による業務負担というのが周りの先生方の疲弊につながる一因になっているということは、十分承知をしておるところではございますけれども、教員不足の折、その確保に苦心を重ねている状況でございます。引き続き、解消するよう尽力をしているところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 未補充は解決していただきたいと思っております。また、令和6年度に対しまして、ゆとりある充足した教職員配置がなされるか状況をお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 教育部長。

○教育部長（隈部敏明君） 令和6年度の配置につきましても、朝倉市管轄の北筑後教育事務所や教職員免許取得可能な近隣の大学との情報共有、講師等の人材登録をしているNPO法人、これらを活用しつつ、人材確保に日々努めているところでございます。定数状況を見据えながら、欠員なく配置したいというふうに考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 先生方が働きやすい職場であれば、楽しく仕事もできますし、子どもたちも楽しく学校に行けるようになると思います。ぜひ人材確保していただき、そして働き方改革を進めていただきながら、子どもたちが楽しく学べる環境づくりをよろしくお願いいたします。

以上で不登校問題は終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

次は、不燃ごみの収集場所を常設できないかという問題でございます。

今、不燃物ごみ収集につきましては、朝倉市は15分別を行い、地域住民に協力をしていただきながら大変先進的な取組を進められていると思っておりますが、現在の不燃ごみ収集の取組について伺います。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 不燃ごみ、資源ごみの収集につきまして御説明いたします。

朝倉市では、ステーション回収方式で行っておりまして、市内全域で273か所において資源ごみ、不燃ごみの回収を行っている状況でございます。また、地域の皆様の、特に役員さん方の御協力を得ながら指導していただき、きちんとした15分別をしていただいているという状況でございます。

また、それに関します流れといたしまして、収集日の前日に網かご、コンテナを配送しております。そして収集日当日がありまして、翌日に回収いたしまして、サンポートへ搬入しているという状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） 朝倉市は広うございますので、273か所回収してあるということで、大変御苦労だなと思っております。また、これほど地域住民の方が協力されて取り組まれているということは大変ありがたいことですし、先進的な取組だと思っております。

しかし、他の自治体から引っ越してこられた方とか、ビジネスマンの方とか、不燃物ごみを出す場所や日時が分からないとか、遅くまで仕事をしているので不燃物ごみを出しにくかったり、間に合わないと言われております。都市圏では常設で不燃物ごみ収集場所がステーションとして設置されていて便利がよかった、また市内のどこかに常設の収集場所を設置してもらえないかという要望が上がっております。地域からは、不燃物ごみが可燃物ごみ場に置かれていたり、可燃ごみの中に入れて出されていたり、不法投棄につながっているのではないかなど心配の声が上がっております。また、核家族であったり、単身で生活されている方もあり、生活スタイルも年々多様化してきています。指定された日に出しに行かれない方のために、市内に1か所でも月に1回か2回、土曜、日曜日などに常設ごみの収集場所を設置すべきではないかと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。伺います。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 不燃ごみ、資源ごみの収集場所の常設化についてでございますけども、まず新たに転入された方、なかなか時間、場所等が分からないということでお尋ねがやはりあっております。この件につきましては、273か所全てを地図等でお示しするのも難しい状況でございますので、お問合せに対しましては区の区会長さんのほうにお尋ねくださいということで御案内をさせていただいているところです。

また、常設化についてですけども、御希望が非常に多いというのは把握しております。現在のところ、ほかの自治体での状況も調べたところ、やはり常設しているところについては、分別していないごみや出してはいけないごみ、いろんなものが混じった状態で見出されているということについては、どこも同じく悩みがあるというような状況でございます。

また、その場所次第におきましては、収集場所周辺的生活環境の悪化というところまでつながる心配もございますので、現在のところまだ踏み切れていないと、朝倉市としては始め切れていないというところはございます。ただ、平日のみにはなるんですけども、資源ごみのうちの全てではありませんが、一部でダンボール、古紙、雑誌、この3種類につきましては、環境課があります環境センター、柿原のほう、堤ですか——の環境センターのほうで平日の開庁時間8時30分から17時15分、この間につきましては受入れを行っておりますので、御利用いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） いろいろ管理の問題で課題があるのかもしれませんが、やはり住民の方たちが不燃ごみを不法投棄されたりとか、ほかのところで迷惑をかけたりしていることもあるかもしれませんし、そうならないためにも1か所ぐらいはそういう何か常設で受け入れる体制を検討していただきたいと思っております。これ予算もかかることでしょうから、今すぐには無理かもしれませんが、やっぱりたびたび言われるんです、新しく転入してこられた方がごみ出しに行くのが分からないとか言われて、そういう苦情も出ておりますので、できるだけ、環境センターでもいいんですけど、何か1か所、人の目が届くところで不燃物ステーションを設置していただいて、一月に1日でも2日でもいいという話ではあるんですけど、皆さん、常時開けとかななくてもそういう対応ができないものか、ぜひ前向きに検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。何かお考えがありましたらお願いします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 今、議員おっしゃられたとおり、やはり目が届かなければ大変な状況になるということもございますので、やはり環境課のほうとしても話が出ているのが、環境センターの敷地内でやってはどうかということについては話が出ておる状況ではございます。ただし、屋根をつけたりとかいろんな面で予算の関係もございまして、そのあたりににつきましては、今後も前向きに検討していきたいということで話をし

いるところでございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） ぜひとも前向きに、本当に1か所でもやっぱりそういうストレスのたまらないように、捨てに行かれるところがあるというのは大事なことはないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次が高齢者のごみ問題について質問したいと思っております。

これは、先日の民生委員さんとの懇談会の中でも、少し高齢者のごみ問題が出ておりましたが、やはり高齢者の方々がごみを出し切れなくなっている、体力的に、ごみを出しに行く気力もなくなってきたり、ごみ屋敷になってきたりしているという話も聞いております。こういう方たちのためにもう少し地域で何か助け合いとか、支え合いとか、そういう仕組みづくりができないかなと思っております、そのあたりにつきまして何かお考えがありましたらお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 今、議員言われるように、地域での助け合い、これが一番、現在の市の考えとしてはお願いをしたいところではございます。ですが、市としても何か考えていかなければならないという状況ではあるんですけども、この件につきましても、全国的にどうしていくかという問題はずっと出てきている状況でございます。収集の場所を増やすことで、少しでも近くしたらどうかというような方法もあるかと思っておりますけども、やはりこれも予算が伴いますし、また現在それを、収集業務を受託している業者、そちらのほうの受託体制が取れるかどうか、そういったものまで含めて調整は必要だと考えております。今すぐに解決をし切れるというものではありませんので、現在のところ地域の皆さんの、近所の方が持って行っていただいたりとか、そういったところに頼るしかない状況でございます。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） ぜひとも今後、前向きに検討していただきたいと思っております。

シルバー人材センターでは、ワンコインでごみを出してくださるということで、このごみ、可燃ごみもですか。お尋ねいたします。

○議長（小島清人君） 市民環境部長。

○市民環境部長（石田裕二君） 前回の議会の一般質問の中でも説明させていただきましたけども、ワンコインサービスというのがありますので、よかったら御検討いただきたいと思っております。ただ、これはもう毎週毎週のことではございますので、ずっとというのでもかなり経費的な負担があるかなというところもございまして、やはり市としても検討は続けていかなければならないというふうに思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） すみません、時間がなくなってきましたけど、次が旧採石場の開発行為について質問項目を挙げておりますが、時間がありませんので、簡単に説明ができればお伺いしたいと思っておりますが、今、佐田にある旧採石場において多量の土砂が運び込まれていますが、この開発の事務手続についてお伺いしたいと思います。それと、今、道路に土砂が流れ込んできたり、川に流れ込んでいたりするんですが、健康や農業への影響はないのか、そのあたりも併せてお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 当該地における開発等の経過等も併せてお話しします。

当該地におきましては、土砂等の採掘を当初目的としまして、期間更新を行いながら、昭和53年から令和10年までの許可が出されているところです。岩石採取計画に係る許可申請というものを県が受付を行い、市に意見照会がなされ、関係各課の意見を意見書として県に提出し、県が許可を行ったものでございます。

一方で、当該地につきましては、森林法の適用を受ける地区でもあるため、林地開発行為の申請も県に提出され、同じく市への意見照会がなされ、意見書を提出し、県が許可を行ったものでございます。

あと、令和5年の5月には、県より林地開発変更計画、詳細には土砂等の採取及び産業廃棄物中間処理施設、残土処理、事業用地の造成に係る意見照会が市に対して行われまして、市では災害防止、水害防止、水源涵養の維持、環境保全への注意など、土地利用上の観点から、意見書を許可権者であります福岡県へ意見しているところであります。

議員もう一つのお尋ねの環境等周辺に影響が出た場合の市の対応について申し上げますと、これにつきましては申し訳ありませんが、許可権者であります福岡県へ地区コミュニティ等と連携しまして、是正等の対応を要請していきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） すみません、時間がなくなりましたが、今土砂を積まれているんですが、この盛土の建設とかは施工予定どおりになっているのか、そのあたりの確認をお願いしたいと思っております。大雨が降るとまた土砂となって流れ出すのではないかと、地域住民の方からそういう心配も上がっております。また、景観が、水の回廊のルートなのですが、そのイメージがどうなのか、そのあたりの確認をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） 現場に行って詳細に確認は取りたいと思います。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） すみません、本当に時間がなくなってしまいました。本当にこの県道は、朝倉市の3ダムを結ぶ水の回廊と位置づけられておりまして、観光客も必ず通る道路であります。今は、12月頃には清掃されたみたいなんですが、泥水が道路に流れ込

んできて、バイクとか車とか汚れているとか、自転車が汚れたとか、そういう苦情も聞かれていますし、水源の森の景観としても大事な一つの要素だと考えておりますので、道路清掃とか施工予定どおりになっているのか、さらなる確認をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（上村一成君） そういった声もあるということでございますので、早急に現場を再度確認いたしまして、状況に応じましては、先ほど申し上げましたように、県のほうを通じて改善の要望を出していきたいと思っております。以上です。

○議長（小島清人君） 15番大庭議員。

○15番（大庭きみ子君） すみません、最後の公共施設の禁煙、分煙状況については、ちょっと時間が足りませんので、次回に回させていただきたいと思っております。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小島清人君） 15番大庭きみ子議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後2時20分に再開いたします。

午後2時10分休憩